

空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例
に基づく措置等に関する事務処理要綱

平成28年3月31日住宅都市局長決定
平成29年11月20日改正
平成30年4月1日改正
平成31年3月31日改正
令和3年1月1日改正
令和5年4月1日改正
令和6年6月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条及び第22条、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第3章に基づく管理不全空家等、管理不全類似空家等、管理不全空地等、特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等に対する措置の実施及びそれに付随する事務について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法及び条例の例による。

(所管)

第3条 第1条に定める事務の所管は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 空家空地に関する苦情及び要望等の窓口は、原則として各区役所地域協働課（以下「各区役所」という。）において行う。
- (2) 空家空地に関する事務の連絡・調整、情報蓄積及び空家空地措置検討会設置要綱（平成28年3月31日住宅都市局長決定）に基づく、空家空地措置検討会（以下「措置検討会」という。）の事務は、建築住宅局建築指導部安全対策課（以下「安全対策課」という。）において行う。
- (3) 法第13条及び第22条及び条例第3章に基づく措置は、管理不全空家等、管理不全類似空家等、管理不全空地等、特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等の物的状態の分類に応じて、別表1に定める所管部署（以下「措置担当部署」という。）において行う。ただし、同表に定めのない場合は、各措置担当部署協議の上所管部署を決定する。

(現地調査等)

第4条 空家空地に関する苦情及び要望等を受け付けた各区役所又は措置担当部署（以下「要望受付部署」という。）は、現地調査により空家確認又は空地確認を行う。ただし、保安上危険な状態である場合は、速やかに別表1の空家等、類似空家等及び空地等の物的状態の分類に応じた措置担当部署に連絡し、対応を依頼するとともに、安全対策課へ連絡する。

- 2 要望受付部署は、前項に定める現地調査を行った場合は、安全対策課にその旨連絡し、安全対策課は必要に応じて措置担当部署に連絡する。
- 3 措置担当部署は法第9条第2項及び条例第5条第2項の立入調査を行うときは、法第9条第3項及び条例第5条第3項に基づき、所有者等に対し事前に通知するとともに、法第9条第4項及び条例第5条第4項に基づき、立入調査員証（神戸市空家空地対策の推進に関する規

則第4条)を携帯する。

- 4 前項に定める事前通知は書面(参考様式第1号、参考様式第1号-2)による。また、必要に応じ(参考様式第2号)により近隣住民に対し立入検査について協力を依頼する。
- 5 措置担当部署は法第9条第2項及び条例第5条第2項に基づき、当該空家等、当該類似空家等、当該空地等に関する報告を求めるときは書面(参考様式第3号、参考様式第3号-2)による。

(所有者等調査)

- 第5条 要望受付部署は、第6条に規定する適切管理依頼を行うときは、登記事項証明書により所有者等を調査する。
- 2 要望受付部署は、空家等、類似空家等及び空地等について、所有者等の居所調査又は相続調査の必要があると認めるときは、戸籍、住民票等又は固定資産税情報の内部利用により所有者等を調査する。
 - 3 要望受付部署は、前2項の調査で所有者等を確知できない場合は、安全対策課にその旨連絡する。
 - 4 安全対策課は、前項に定める連絡を受け、空家等、類似空家等及び空地等について必要があると認める場合は、水道閉栓状況及び契約者情報の調査並びにその他の行政情報等により所有者等を調査する。

(適切管理依頼)

- 第6条 要望受付部署は、第4条第1項に定める調査の結果、当該空家等、類似空家等又は空地等が適切に管理されていないと認めるときは、当該所有者等に対し、適切管理を依頼する。
- 2 前項に定める依頼は、原則として書面(参考様式第4号)による。ただし、確知した所有者等が法定相続人である場合は、原則として書面(参考様式第5号)(参考様式第5号-2)による。
 - 3 要望受付部署は、当該空家の所有者等を確知できない場合、原則として書面(参考様式第6号)により、土地所有者に協力依頼を行う。
 - 4 要望受付部署は、第1項及び第2項に定める依頼を行った場合は、当該空家等、類似空家等又は空地等について再度現地調査を行い、状況の変化等を安全対策課に連絡する。
 - 5 安全対策課は、必要に応じて措置担当部署へ連絡する。

(空家空地判定)

- 第7条 措置担当部署は、法又は条例に基づく措置を実施するにあたって必要と認めるとき、空家等、類似空家等及び空地等判定を行う。ただし、判定が困難な場合は、空家空地措置検討会に意見聴取のうえ、判定を行う。

(助言又は指導)

- 第8条 措置担当部署は、当該対象が特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等と判断したときは、その所有者等に対し、法第22条第1項及び条例第11条第1項に基づく助言又は指導を行うことができる。また、当該対象が管理不全空家等、管理不全類似空家等及び管理不全空地等と判断したときは、その所有者等に対し、法第13条第1項及び条例第10条第1項に基づく指導を行うことができる。
- 2 特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等への助言又は指導は、指導書(参考様式第7号)(参考様式第7号-2)(参考様式第7号-3)(参考様式第7号-4)による。また、管理

不全空家等、管理不全類似空家等及び管理不全空地等への指導は、指導書（参考様式第 8 号）（参考様式第 8 号 - 2）（参考様式第 8 号 - 3）による。ただし、所有者等との面談等により、直接助言又は指導を行うことができる場合に限り、口頭指導をすることができる。また、状況により第 9 条の勧告事前通知と同時に行うことができる（参考様式第 9 号）（参考様式第 9 号 - 2）。

- 3 措置担当部署は、助言又は指導を行い、指導の対象となる状態が全て改善されたと認める場合、安全対策課に連絡する。

（勧告）

第 9 条 措置担当部署は、特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等の所有者等が前条の規定による指導を受けた後もその状態を改善せず、法第 22 条第 2 項又は条例第 11 条第 2 項に基づく勧告が必要と認めるとき、または、管理不全空家等、管理不全類似空家等及び管理不全空地等の所有者等が前条の規定による指導を受けた後もその状態を改善せず、法第 13 条第 2 項又は条例第 10 条第 2 項に基づく勧告が必要と認めるときは、安全対策課に連絡する。

- 2 安全対策課は、前項の連絡を受けた場合、空家空地措置検討会設置要綱（平成 28 年 3 月 31 日住宅都市局長決定）第 5 条に基づき、会長に対し措置検討会の招集を要請する。
- 3 措置担当部署は、措置検討会へ指導の状況等を報告する。
- 4 措置担当部署は、第 2 項の措置検討会における検討結果を踏まえ、勧告を行うことができる。法に基づく勧告を行う際には、事前通知のうえ勧告を行わなければならない。ただし、状況により第 8 条の指導と同時に行うことができる。
- 5 前項に定める事前通知は、書面（特定空家等については（参考様式第 10 号）（参考様式第 10 号 - 2）管理不全空家等については（参考様式第 10 号 - 3）（参考様式第 10 号 - 4））により、勧告は、勧告書（特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等については（参考様式第 3 号）（参考様式第 11 号 - 2）（参考様式第 11 号 - 3）（参考様式第 11 号 - 4）。管理不全空家等、管理不全類似空家等及び管理不全空地等については（参考様式第 11 号 - 5）（参考様式第 11 号 - 6）（参考様式第 11 号 - 7）（参考様式第 11 号 - 8））による。勧告を行った場合、措置担当部署は安全対策課に報告し、安全対策課は固定資産税課へ報告する。
- 6 前項に定める勧告に係る総合調整は安全対策課が行い、所有者等への指導等は措置担当部署が行う。
- 7 措置担当部署は、勧告を行い、当該管理不全空家等、当該管理不全類似空家等、当該管理不全空地等、当該特定空家等、当該特定類似空家等及び当該特定空地等の勧告の対象となる状態が全て改善されたと認める場合、安全対策課に連絡する。特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等については、第 10 条から第 13 条の措置により改善された場合も同様とする。
- 8 前項のうち、法に基づく管理不全空家等又は法に基づく特定空家等について連絡を受けた安全対策課は、改善された旨を固定資産税課へ報告する。
- 9 措置担当部署は、法に基づく勧告を行った場合、第 7 項に定める改善が認められるまでの間、毎年 1 月 1 日時点の改善状況の確認を行い、勧告の対象なる状態が全て改善されたと認める場合、安全対策課に連絡し、連絡を受けた安全対策課は、改善された旨を固定資産税課へ報告する。

（公表）

第 10 条 措置担当部署は、特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等に対する勧告を行っても勧告の対象となる状態が改善されない場合、条例第 13 条第 1 項に基づく公表の要否について、安全対策課に連絡する。

- 2 安全対策課は、前項の連絡を受けた場合、会長に対し措置検討会の招集を要請する。また、措置担当部署は、措置検討会に指導の状況等を報告し、意見聴取を行う。
- 3 措置担当部署は、事前通知のうえ、公表を行う。
- 4 前項に定める事前通知は、書面（参考様式第 12 号）（参考様式第 12 号 - 2）（参考様式第 12 号 - 3）による。
- 5 前項に定める公表に係る総合調整は安全対策課が行い、所有者等への指導等は措置担当部署が行う。
- 6 安全対策課は、公表の内容を神戸市ホームページ（参考様式第 13 号）に掲載するとともに、現地（参考様式第 14 号）（参考様式第 14 号 - 2）（参考様式第 14 号 - 3）に掲示を行う。
- 7 安全対策課は、特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等について前条第 7 項により勧告の対象となる状態を全て改善したと認める場合又は、所有者の変更等があった場合は、神戸市ホームページの掲載及び現地での掲示を取り下げる。

（命令）

- 第 11 条 措置担当部署は、法第 22 条第 3 項又は条例第 14 条第 1 項に基づく命令の必要があると認めるときは、安全対策課に連絡する。
- 2 安全対策課は、前項の連絡を受けた場合、会長に対し措置検討会の招集を要請する。
 - 3 措置担当部署は、前項の措置検討会において、指導の状況等を報告する。
 - 4 措置担当部署は、前項の検討結果を踏まえ、事前通知のうえ、命令を行うことができる。
 - 5 前項に定める事前通知は、書面（参考様式第 15 号）（参考様式第 15 号 - 2）（参考様式第 15 号 - 3）により、命令は、命令書（参考様式第 16 号）（参考様式第 16 号 - 2）（参考様式第 16 号 - 3）による。
 - 6 命令に係る総合調整は安全対策課が行い、所有者等への指導等は措置担当部署が行う。
 - 7 措置担当部署は、命令を行った場合においては、標識（参考様式第 17 号）（参考様式第 17 号 - 2）（参考様式第 17 号 - 3）の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

（意見の聴取）

- 第 12 条 措置担当部署は、法第 22 条第 6 項及び条例第 14 条第 4 項に定める意見の聴取の請求があった場合は安全対策課に連絡し、当該措置を命じようとする者又はその代理人に対し、意見聴取の 3 日前までに命じようとする措置及び意見の聴取の期日及び場所を通知するとともに、これを公告し、出頭を求めて公開による意見の聴取を行う。
- なお、通知は意見聴取を実施する日の 3 日前（「3 日前」の期日の計算については、期間の初日は算入しない）までに相手方に到達しなければならない。
- 2 前項に定める通知は、書面（参考様式第 18 号）（参考様式第 18 号 - 2）による。
 - 3 措置を命じようとする者又はその代理人が出頭しない場合は、意見聴取の請求がない場合と同様に取り扱って差し支えない。

（行政代執行）

- 第 13 条 措置担当部署は、法第 22 条第 9 項又は条例第 15 条に基づく行政代執行の必要があると認めるときは、安全対策課に連絡する。
- 2 安全対策課は、前項の措置担当部署と行政代執行の検討を行う。
 - 3 措置担当部署は、前項の検討結果を踏まえ、行政代執行を行うことができる。
 - 4 戒告を行う際は、戒告書（参考様式第 19 号）（参考様式第 19 号 - 2）（参考様式第 19 号 -

- 3) により、行政代執行を行う際は、代執行令書（参考様式第 20 号）（参考様式第 20 号 - 2）（参考様式第 20 号 - 3）を送達する。
- 5 行政代執行を行う場合は、建築指導部部長（空家空地指導担当）をその執行責任者とし、執行責任者は執行責任者証（参考様式第 21 号）（参考様式第 21 号 - 2）を携帯する。
- 6 行政代執行の手続は、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）による。

（略式代執行）

第 14 条 措置担当部署は、法第 22 条第 10 項に基づく略式代執行の必要があると認めるときは安全対策課に連絡する。

- 2 安全対策課は、前項の措置担当部署と略式代執行の検討を行う。
- 3 措置担当部署は、前項の検討結果を踏まえ、略式代執行を行うことができる。
- 4 略式代執行を行う場合は、建築指導部部長（空家空地指導担当）をその執行責任者とし、執行責任者は執行責任者証（参考様式第 21 号）を携帯する。

（応急的危険回避措置）

第 15 条 措置担当部署は、応急的危険回避措置の必要があると認めるときは、条例第 16 条に基づく応急的危険回避措置を行うことができる。

- 2 措置担当部署は、応急的危険回避措置を実施する際、安全対策課に連絡しなければならない。
- 3 応急的危険回避措置を実施する場合は、条例第 16 条第 2 項に基づき、所有者等に事前通知を行う。所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告を行う。
- 4 事前通知を行う際は、書面（参考様式第 22 号）を送達する。

（緊急代執行）

第 16 条 措置担当部署は、法第 22 条第 11 項に基づく緊急代執行の必要があると認めるときは安全対策課に連絡する。

- 2 安全対策課は、前項の措置担当部署と緊急代執行の検討を行う。
- 3 措置担当部署は、前項の検討結果を踏まえ、緊急代執行を行うことができる。
- 4 緊急代執行を行う場合は、建築指導部部長（空家空地指導担当）をその執行責任者とし、執行責任者は執行責任者証（参考様式第 21 号）を携帯する。

（施行細目）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、建築住宅局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 11 月 11 日から施行する

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 20 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する

別表 1

所 管	空家等、類似空家等又は空地等の物的状態の分類
建築住宅局建築指導部安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に関すること ・立木雑草（公道以外）に関すること ・防火防犯に関すること ・擁壁（宅造規制区域外）に関すること
建設局各建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・立木雑草（公道内）に関すること ・擁壁（宅造規制区域内）に関すること
環境局事業系廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物その他の物の堆積により衛生又は生活環境上支障があるものに関すること
健康局各衛生監視事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生害虫に関すること
経済観光局農政計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣に関すること
都市局景観政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に関すること

(参考様式第1号)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

立入調査実施通知書

あなたが所有する下記空家等が周辺に悪影響を及ぼしているため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により、下記のとおり立入調査を実施するので同条第3項に基づき通知します。

なお、所有者等の立会いを希望される場合は、下記の予定日の前日までに連絡先まで連絡してください。

記

1. 対象となる空家等（登記事項証明書による）

所在地：

家屋番号：

2. 立入調査を実施しようとする事由

3. 立入調査の実施予定日

令和 年 月 日（ ）

※立会いが可能な場合は市と協議して定めた日

4. 立入調査を行う者

市職員 名（〇〇【名前】）

（※当該職員は、法第9条第4項に基づき立入調査員証を携帯しております）

5. 連絡先

神戸市〇〇局〇〇部安全対策課 〇〇、〇〇

〔住所〕神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇

- ・この通知による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第30条第2項に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

様

神戸市長

立入調査実施通知書

あなたが所有する下記類似空家等又は空地等が周辺に悪影響を及ぼしているため、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年条例第3号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定により、下記のとおり立入調査を実施するので同条第3項に基づき通知します。

なお、所有者等の立会いを希望される場合は、下記の予定日の前日までに連絡先まで連絡してください。

記

- 対象となる類似空家等又は空地等（登記事項証明書による）
所在地：
家屋番号：
- 立入調査を実施しようとする事由
- 立入調査の実施予定日
令和 年 月 日（ ）
※立会いが可能な場合は市と協議して定めた日
- 立入調査を行う者
市職員 名（〇〇【名前】）
（※当該職員は、条例第5条第4項に基づき立入調査員証を携帯しております）
- 連絡先
神戸市〇〇局〇〇部安全対策課 〇〇、〇〇
〔住所〕神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階
〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇

・この通知による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、条例第22条第1項第2号に基づき、5万円以下の過料に処せられます。

(参考様式第2号)

第 号
令和 年 月 日

様

建築住宅局長

立入調査へのご協力について（お願い）

平素は、神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あなたが所有する土地の隣地にある下記の建築物等について、調査を実施する予定となっています。

つきましては、調査実施のために、あなたの所有する土地の一部を通行する必要がありますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 調査対象となる建築物等（登記事項証明書による）

所在地：

家屋番号：

2. 立入調査の実施予定日

令和 年 月 日（ ）

※ご都合の悪い場合は、下記連絡先までご連絡ください。

3. 立入調査を行う者

市職員 名（〇〇【名前】）

（※ 当該職員は、法第9条第4項に基づき立入調査員証を携帯しております）

4. 連絡先

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔住所〕神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇

(参考様式第3号)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたの所有する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1. 対象となる空家等（登記事項証明書による）

所在地：

家屋番号：

用途：

所有者の住所及び氏名：

2. 報告を求める内容

3. 報告の提出先

※参考様式第23号の報告書をもって、書面で提出すること。

4. 報告徴収の責任者

5. 報告の期限

令和 年 月 日

6. 連絡先

神戸市〇〇局〇〇部安全対策課 〇〇、〇〇

(参考様式第3号)

〔住所〕 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇

- ・ 上記5の期限までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- ・ 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。
- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- ・ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様

神戸市長

類似空家等又は空地等に係る事項に関する報告徴収書

あなたの所有する下記類似空家等又は空地等に対し、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年条例第3号。以下「条例」という。）第11条から第14条までの規定の施行のため、下記のとおり条例第5条第2項の規定に基づき当該類似空家等又は当該空地等に関する事項について報告を求めます。

記

1. 対象となる類似空家等又は空地等（登記事項証明書による）

所在地：

家屋番号：

用途：

所有者の住所及び氏名：

2. 報告を求める内容

3. 報告の提出先

※参考様式第23号 - 2の報告書をもって、書面で提出すること。

4. 報告徴収の責任者

5. 報告の期限

令和 年 月 日

6. 連絡先

神戸市〇〇局〇〇部安全対策課 〇〇、〇〇

(参考様式第3号 - 2)

〔住所〕 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇

- ・ 上記5の期限までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、条例第22条第2項の規定に基づき、5万円以下の過料に処されることとなります。
- ・ 当該類似空家等が特定類似空家等に、又は当該空地等が特定空地等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定類似空家等に、又は当該空地等が特定空地等に該当すると認められている場合、条例第11条から第14条の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。
- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- ・ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様

神戸市 区長

建物・土地等の適切管理について（お願い）

平素より神戸市政（区政）にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あなたが所有すると思われる建物（土地）が、別添写真のような状態となっており、近隣住民から下記要望が寄せられています。

つきましては、神戸市民の生活環境を守るため、必要な措置を講じ、適切に管理いただくようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

あなたが所有者でない、あるいは、お心当たりがない場合、また、要望に応じて改善された際にも、お手数をおかけしますが、下記問合せ先までご連絡ください。

記

1. 対象（地番・家屋番号は登記情報による）

2. 要望内容

3. その他

- ・措置を講じられた際は、下記問合せ先までご連絡下さい。
- ・この文書が、改善中または改善後に届きましたらご容赦ください。

【問合せ先】〇〇区役所地域協働課
担当者名
〔電話〕〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

様

神戸市 区長

空家の適切管理について（連絡のお願い）

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、様からの相続によりあなたほか 名が現在共有されていると思われる下記空家は、別添の写真のような状態となっており、近隣住民から下記要望が寄せられています。

つきましては、お尋ねしたいことがありますので、下記問合せ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 対象となる空家（登記事項証明書による）

2. 要望内容

【問合せ先】〇〇区役所地域協働課
担当者名
〔電話〕〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

様

神戸市 区長

空地の適切管理について（連絡のお願い）

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、様からの相続によりあなたほか 名が現在共有されていると思われる下記空地は、別添の写真のような状態となっており、近隣住民から下記要望が寄せられています。

つきましては、お尋ねしたいことがありますので、下記問合せ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 対象となる空地（登記事項証明書による）

2. 要望内容

【問合せ先】〇〇区役所地域協働課
担当者名
〔電話〕〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

様

神戸市 区長

空家の適切管理について（連絡のお願い）

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あなたが所有されている下記土地上の空家は、別添の写真のような状態となっており、近隣住民から下記要望が寄せられております。神戸市民の生活環境を守るため、当該空家の所有者等に必要な措置を講じていただく必要がありますが、所有者等を確認できておらず、連絡が取れておりません。

つきましては、当該空家の所有者等についてお尋ねしたいことがありますので、下記担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 対象となる土地（登記事項証明書による）※建物登記は見当たらず
2. 要望内容

【問合せ先】〇〇区役所地域協働課
担当者名
〔電話〕〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

様

神戸市長

指 導 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたが所有すると思われる下記空家等は、別添の写真のような状態となっており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう法第22条第1項の規定に基づき指導します。

ついては、下記のとおり周辺の生活環境の保全をはかるために必要な措置を講じてください。

記

1. 対象となる特定空家等（登記事項証明書による）

所在地：

家屋番号：

2. 指導に係る措置の内容（別添写真 参考）

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

5. その他

（自由記入欄）

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・指導をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第22条第2項に基づく勧告を行う可能性があります。
- ・勧告を行った際は、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。
- ・勧告を行った際は、災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
- ・また、勧告をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、神戸市空家空地対策の推進に関する条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

指 導 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたが所有すると思われる下記類似空家等は、別添の写真のような状態となっており、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第4項に定める「特定類似空家等」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう条例第11条第1項の規定に基づき指導します。

については、下記のとおり周辺の生活環境の保全をはかるために必要な措置を講じてください。

記

1. 対象となる特定類似空家等（登記事項証明書による）

所在地：

家屋番号：

2. 指導に係る措置の内容（別添写真 参考）

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・指導をしたにも関わらず、なお当該特定類似空家等の状態が改善されないと認められるときは条例第11条第2項に基づく勧告を行う可能性があります。
- ・また、勧告をしたにも関わらず、なお当該特定類似空家等の状態が改善されないと認められるときは、条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

指 導 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたが所有すると思われる下記空地等は、別添の写真のような状態となっており、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第7項に定める「特定空地等」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう条例第11条第1項の規定に基づき指導します。

については、下記のとおり周辺的生活環境の保全をはかるために必要な措置を講じてください。

記

1. 対象となる特定空地等（登記事項証明書による）

所在地：

2. 指導に係る措置の内容（別添写真 参考）

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・指導をしたにも関わらず、なお当該特定空地等の状態が改善されないと認められるときは、条例第11条第2項に基づく勧告を行う可能性があります。
- ・また、勧告をしたにも関わらず、なお当該特定空地等の状態が改善されないと認められるときは、条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

指 導 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたが所有すると思われる土地上的下記空家等は、別添の写真のような状態となっており、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、建物所有者に対して適切な管理を行っていただくよう法第22条第1項の規定に基づき指導します。

また、あなたには、適切な管理を促すために関係者との調整に努めていただきますよう法第22条第1項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる特定空家等(登記事項証明書による)

所在地 :

家屋番号:

2. 指導に係る措置の内容(別添写真 参考)

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

5. その他

(自由記入欄)

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・指導をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第22条第2項に基づく勧告を行う可能性があります。
- ・勧告を行った際は、上記1に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。
- ・勧告を行った際は、災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
- ・また、勧告をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、神戸市空家空地対策の推進に関する条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

指 導 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたが所有すると思われる下記空家等は、別添の写真のような状態となっており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう法第13条第1項の規定に基づき指導します。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置を講じてください。

記

1. 対象となる管理不全空家等（登記事項証明書による）

所在地：

家屋番号：

2. 指導に係る措置の内容（別添写真 参考）

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

5. その他

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・指導をしたにも関わらず、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば法第2条第2項に定める特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認められるときは、法第13条第2項に基づく勧告を行う可能性があります。
- ・勧告を行った際は、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。
- ・また、上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置を行うことがあります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

指 導 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたが所有すると思われる下記類似空家等は、別添の写真のような状態となっており、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第3項に定める「管理不全類似空家等」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう条例第10条第1項の規定に基づき指導します。

については、下記のとおり速やかに当該管理不全類似空家等が条例第2条第4項に定める「特定類似空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置を講じてください。

記

1. 対象となる管理不全類似空家等（登記事項証明書による）

所在地 :

家屋番号 :

2. 指導に係る措置の内容（別添写真 参考）

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

5. その他

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・指導をしたにも関わらず、なお当該管理不全類似空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば条例第10条第2項に定める管理不全類似空家等に該当することとなるおそれが大きいと認められるときは、条例第10条第2項に基づく勧告を行う可能性があります。
- ・また、上記2の措置が実施されず、条例第2条第4項に定める特定類似空家等となった場合、必要に応じて、条例第11条に基づき、必要な措置を行うことがあります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

指 導 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたが所有すると思われる下記空地等は、別添の写真のような状態となっており、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第6項に定める「管理不全空地等」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう条例第10条第1項の規定に基づき指導します。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空地等が条例第10条第2項に定める「特定空地等」に該当することとなることを防止するために必要な措置を講じてください。

記

1. 対象となる管理不全空地等（登記事項証明書による）

所在地 :

2. 指導に係る措置の内容（別添写真 参考）

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

5. その他

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・指導をしたにも関わらず、なお当該管理不全空地等の状態が改善されず、そのまま放置すれば条例第10条第2項に定める管理不全空地等に該当することとなるおそれ大きいと認められるときは、条例第10条第2項に基づく勧告を行う可能性があります。
- ・また、上記2の措置が実施されず、条例第2条第7項に定める特定空地等となった場合、必要に応じて、条例第11条に基づき、必要な措置を行うことがあります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

指 導 書 及 び 勸 告 事 前 通 知 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたが所有する下記空家等は、別添の写真のような状態となっており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう法第22条第1項の規定に基づき指導します。

については、下記のとおり周辺的生活環境の保全をはかるために必要な措置を講じてください。

なお、措置が講じられない場合には、法第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることの勧告を行うこととなりますので併せて通知します。また、勧告を行った場合、下記1に係る敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定空家等（登記事項証明書による）
所在地 :
家屋番号 :
2. 指導に係る措置及び勧告を行おうとする措置の内容（別添写真 参考）
3. 指導に至った事由及び勧告を行うに至った事由
4. 指導の責任者
5. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して7日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

(参考様式第9号)

6. その他

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・また、勧告をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、神戸市空家空地対策の推進に関する条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。
- ・勧告を行ったのち、災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

指 導 書 及 び 勸告事前通知書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたが所有する下記空家等は、別添の写真のような状態となっており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう法第 13 条第 1 項の規定に基づき指導します。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置を講じてください。

なお、措置が講じられない場合には、そのまま放置すれば法第 2 条第 2 項に定める特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるため、法第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることの勧告を行うこととなりますので併せて通知します。また、勧告を行った場合、下記 1 に係る敷地が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる管理不全空家等（登記事項証明書による）
所在地：
家屋番号：
2. 指導に係る措置及び勧告を行おうとする措置の内容（別添写真 参考）
3. 指導に至った事由及び勧告を行うに至った事由
4. 指導の責任者
5. 意見書の提出
この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算

(参考様式第9号 - 2)

して7日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

6. その他

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置を行うことがあります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

勧告に係る事前の通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項に基づき、年 月 日付 第 号により必要な措置をとるよう指導しましたが、現在に至っても改善がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 22 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることの勧告を行うこととなりますので通知します。また、勧告を行った場合、下記 1 に係る敷地が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勧告を行おうとする措置の内容

3. 勧告を行うに至った事由

4. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

5. その他

【宛先】

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。
- ・勧告を行ったのち、災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(参考様式第 10 号)

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関する事)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関する事)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

様

神戸市長

勧告に係る事前の通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項に基づき、年 月 日付 第 号により関係者との調整に努めていただくよう指導しましたが、現在に至っても建物所有者による改善がなされていません。

このまま建物所有者による措置が講じられない場合には、法第 22 条第 2 項の規定に基づき、建物所有者には、下記のとおり当該措置をとることの勧告を行うこととなり、あなたには、関係者との調整に努めていただく旨の勧告をおこなうこととなりますので通知します。また、勧告を行った場合、下記 1 に係る敷地が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勧告を行おうとする措置の内容

3. 勧告を行うに至った事由

4. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

5. その他

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。
- ・勧告を行ったのち、災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(参考様式第 10 号 - 2)

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関する事)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関する事)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

様

神戸市長

勧告に係る事前の通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に基づき、令和 年 月 日付 第 号により必要な措置をとるよう指導しましたが、現在に至っても改善がなされていません。

このまま措置が講じられず、そのまま放置すれば法第 2 条第 2 項に定める特定空家等に該当することとなるおそれが大いだと認めるため、法第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることの勧告を行うこととなりますので通知します。また、勧告を行った場合、下記 1 に係る敷地が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる管理不全空家等（登記事項証明書による）

所在地 :

家屋番号 :

2. 勧告を行おうとする措置の内容

3. 勧告を行うに至った事由

4. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

5. その他

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。
- ・上記 2 の措置が実施されず、法第 2 条第 2 項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、法第 22 条に基づき、必要な措置を行うことがあります。

(参考様式第 10 号 - 3)

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関する事)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関する事)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

様

神戸市長

勧告に係る事前の通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に基づき、年 月 日付 第 号により関係者との調整に努めていただくよう指導しましたが、現在に至っても建物所有者による改善がなされていません。

このまま建物所有者による措置が講じられない場合には、法第 13 条第 2 項の規定に基づき、建物所有者には、下記のとおり当該措置をとることの勧告を行うこととなり、あなたには、関係者との調整に努めていただく旨の勧告をおこなうこととなりますので通知します。また、勧告を行った場合、下記 1 に係る敷地が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勧告を行おうとする措置の内容

3. 勧告を行うに至った事由

4. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

5. その他

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。
- ・上記 2 の措置が実施されず、法第 2 条第 2 項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、法第 22 条に基づき、必要な措置を行うことがあります。

(参考様式第 10 号 - 4)

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関する事)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関する事)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

様

神戸市長

勸告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限

年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 12 条第 2 項に基づき、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、条例第 13 条第 1 項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。さらに、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記 2 に示す措置を実施した場合であっても、○年 1 月 1 日時点で法第 22 条第 3 項の規定に基づく勧告が解除されない場合は、上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。
- ・災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

【問合せ先】

(本勧告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

勸告書

あなたの所有する下記類似空家等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 項に定める「特定類似空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる特定類似空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者

5. 措置の期限

令和 年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、条例第 12 条第 2 項に基づき、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、条例第 13 条第 1 項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。さらに、条例第 14 条の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

【問合せ先】

(本勸告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

勸告書

あなたの所有する下記空地等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 7 項に定める「特定空地等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる特定空地等
所在地 :

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者

5. 措置の期限

令和 年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、条例第 12 条第 2 項に基づき、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、条例第 13 条第 1 項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。さらに、条例第 14 条の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

【問合せ先】

(本勸告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

勸 告 書

あなたの所有する土地上的下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、建物所有者に対して対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、建物所有者に下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

また、あなたには、適切な管理を促すために関係者との調整に努めていただきますよう法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限

年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 12 条第 2 項に基づき、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、条例第 13 条第 1 項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。さらに、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記 2 に示す措置を実施した場合であっても、●年 1 月 1 日時点で法第 22 条第 2 項の規定に基づく勧告が解除されない場合は、上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。
- ・災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

【問合せ先】

(本勧告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

勸告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第 13 条第 2 項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 12 条第 2 項に基づき、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記 2 に示す措置を実施した場合であっても、令和●年 1 月 1 日時点で法第 13 条第 2 項の規定に基づく勸告が解除されない場合は、上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。
- ・上記 2 の措置が実施されず、法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第 22 条に基づき、必要な措置をとることになります。

【問合せ先】

(本勸告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

勸告書

あなたの所有する下記類似空家等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 項に定める「管理不全類似空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全類似空家等が条例第 2 条第 4 項に定める「特定類似空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる管理不全類似空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者

5. 措置の期限

令和 年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記 2 の措置が実施されず、条例第 2 条第 4 項に定める「特定類似空家等」となった場合、必要に応じて、条例第 11 条に基づき、必要な措置をとることになります。

【問合せ先】

(本勸告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

勸告書

あなたの所有する下記空地等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 6 項に定める「管理不全空地等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空地等が条例第 2 条第 7 項に定める「特定空地等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる管理不全空地等
所在地 :

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者

5. 措置の期限

令和 年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記 2 の措置が実施されず、条例第 2 条第 7 項に定める「特定空地等」となった場合、必要に応じて、条例第 11 条に基づき、必要な措置をとることになります。

【問合せ先】

(本勸告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

勸 告 書

あなたの所有する土地上的下記類似空家等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 項に定める「管理不全類似空家等」に該当すると認められたため、建物所有者に対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、建物所有者に下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

また、あなたには、適切な管理を促すために関係者との調整に努めていただきますよう条例第 10 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる管理不全類似空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限

年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記 2 の措置が実施されず、条例第 2 条第 4 項に定める「特定類似空家等」となった場合、必要に応じて、条例第 11 条に基づき、必要な措置をとることになります。

【問合せ先】

(本勧告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

公表に係る事前の通知書

あなたが所有している下記物件について、年 月 日付 第 号で、年 月 日までに改善するよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 2 項に基づき勧告したところですが、期限までに改善がなされていないので、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 13 条第 1 項に基づき、下記の事項を公表します。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定空家等
2. 公表しようとする内容

必要な措置の内容

3. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

公表に係る事前の通知書

あなたが所有している下記物件について、令和 年 月 日付 第 号で、令和 年 月 日までに改善するよう神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月 条例第 3 号）第 11 条第 2 項に基づき勧告したところですが、期限までに改善がなされていないので、同条例第 13 条第 1 項に基づき、下記の事項を公表します。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定類似空家等

2. 公表しようとする内容

必要な措置の内容

3. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

公表に係る事前の通知書

あなたが所有している下記物件について、令和 年 月 日付 第 号で、平成 年 月 日までに改善するよう神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月 条例第 3 号）第 11 条第 2 項に基づき勧告したところですが、期限までに改善がなされていないので、同条例第 13 条第 1 項に基づき、下記の事項を公表します。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定空地等

2. 公表しようとする内容

必要な措置の内容

3. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

インターネットによる公表（参考様式第13号）

神戸市空家空地対策の推進に関する条例第13条第1項に関する公表

公表年月日	特定空家等，特定類似空家等， 特定空地等の所在地	必要な措置の内容
令和 年 月 日		

(参考様式第 14 号)

〇〇〇〇第 号

次の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 2 項の規定による勧告に係る必要な措置をとらなかったため、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定空家等の所在地

3 必要な措置の内容

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課
078-〇〇〇-〇〇〇〇

(参考様式第 14 号 - 2)

〇〇〇〇第 号

次の者は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項の規定による勧告に係る必要な措置をとらなかったため、同条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定類似空家等の所在地

3 必要な措置の内容

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課
078-〇〇〇-〇〇〇〇

(参考様式第 14 号 - 3)

〇〇〇〇第 号

次の者は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項の規定による勧告に係る必要な措置をとらなかったため、同条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定空地等の所在地

3 必要な措置の内容

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課
078-〇〇〇-〇〇〇〇

様

神戸市長

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第 22 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、神戸市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等
2. 命じようとする措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
5. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。
- ・災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

様

神戸市長

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記類似空家等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 項に定める「特定類似空家等」に該当すると認められたため、令和 年 月 日付 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 3 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、神戸市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定類似空家等
2. 命じようとする措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
5. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空地等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 7 項に定める「特定空地等」に該当すると認められたため、令和 年 月 日付 第 号 により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 3 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、神戸市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空地等
2. 命じようとする措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
5. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付 第 号により、法第 22 条第 3 項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、法第 30 条第 1 項の規定に基づき、50 万円以下の過料に処せられます。
- ・災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。
- ・上記 5 の期限までに上記 2 の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問合せ先】

(本命令にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

命 令 書

あなたの所有する下記類似空家等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 項に定める「特定類似空家等」に該当すると認められたため、令和 年 月 日付 第 号により、条例第 14 条第 2 項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定類似空家等

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 令和 年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、条例第 22 条の規定に基づき、5 万円以下の過料に処せられます。
- ・上記 5 の期限までに上記 2 の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、条例第 15 条の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問合せ先】

（本命令にかかる措置の内容に関すること）

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

（神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること）

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

命 令 書

あなたの所有する下記空地等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 7 項に定める「特定空地等」に該当すると認められたため、平成 年 月 日付 第 号により、条例第 14 条第 2 項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空地等

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 平成 年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、条例第 22 条の規定に基づき、5 万円以下の過料に処せられます。
- ・上記 5 の期限までに上記 2 の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、条例第 15 条の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問合せ先】

(本命令にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(参考様式第 17 号)

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、令和 年 月 日付第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者 ○○市○○部○○課長 ○○ ○○
連絡先：078-○○○-○○○○

5. 措置の期限 令和 年 月 日

(参考様式第 17 号 - 2)

標 識

下記特定類似空家等の所有者は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第14条第1項の規定に基づき措置をとることを、令和 年 月 日付 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定類似空家等
2. 措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 命令の責任者 ○○市○○部○○課長 ○○ ○○
連絡先：078-○○○-○○○○
5. 措置の期限 令和 年 月 日

(参考様式第 17 号 - 3)

標 識

下記特定空地等の所有者は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年 6 月条例第 3 号）第14条第 1 項の規定に基づき措置をとることを、令和 年 月 日付 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空地等

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者 ○○市○○部○○課長 ○○ ○○
連絡先：0 7 8 - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

5. 措置の期限 令和 年 月 日

(参考様式第 18 号)

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

意見聴取通知書

次の処分に係る意見の聴取を実施するので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 7 項の規定に基づき通知します。

命じようとする措置の内容	
意見の聴取の期日及び場所	

- ・あなたは、意見の聴取の期日に出頭して意見を述べることができます。また、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。
- ・あなたは、意見の聴取に際して、その代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに代理人選任届（任意様式）を提出してください。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

意見聴取通知書

次の処分に係る意見の聴取を実施するので、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号。以下「条例」という。）第 14 条第 5 項の規定に基づき通知します。

命じようとする措置の内容	
意見の聴取の期日及び場所	

- ・あなたは、意見の聴取の期日に出頭して意見を述べることができます。また、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。
- ・あなたは、意見の聴取に際して、その代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに代理人選任届（任意様式）を提出してください。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

戒 告 書

あなたに対し令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を令和 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 条）第 22 条 9 項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 特定空家等
 - (1)所在地番
 - (2)家屋番号
 - (3)用 途
 - (4)構 造
 - (5)床 面 積
 - (6)所有者の住所及び氏名
2. 措置の内容

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ・災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

戒 告 書

あなたに対し令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定類似空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を令和 年 月 日までに履行しないときは、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月 条例第 3 号）第 15 条 1 項の規定に基づき、下記特定類似空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. 特定類似空家等
 - (1)所在地番
 - (2)家屋番号
 - (3)用 途
 - (4)構 造
 - (5)床 面 積
 - (6)所有者の住所及び氏名
2. 措置の内容

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

戒 告 書

あなたに対し令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定空地等について下記措置を行うよう命じました。この命令を令和 年 月 日までに履行しないときは、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 15 条 1 項の規定に基づき、下記特定空地等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. 特定空地等
 - (1)所在地番
 - (2)所有者の住所及び氏名
2. 措置の内容

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

代 執 行 令 書

令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定空家について下記措置を令和 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されていません。よって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 条）第 22 条 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. ●年●月●日付●●第●●号により戒告した措置の内容
2. 代執行を行う物件
3. 代執行の時期
4. 執行責任者
5. 代執行に要する費用の概算見積額

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

代 執 行 令 書

令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定類似空家等について下記措置を令和 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されていません。よって、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. ●年●月●日付●●第●●号により戒告した措置の内容
2. 代執行を行う物件
3. 代執行の時期
4. 執行責任者
5. 代執行に要する費用の概算見積額

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(参考様式第 20 号 - 2)

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

代 執 行 令 書

令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定空地等について下記措置を令和 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されていません。よって、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. ●年●月●日付●●第●●号により戒告した措置の内容

2. 代執行を行う物件

3. 代執行の時期

4. 執行責任者

5. 代執行に要する費用の概算見積額

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

執行責任者証

第 号

部 部長

上記の者は、下記の代執行の執行責任者であることを証する。

令和 年 月 日

市長

印

記

1. 代執行をなすべき事項
2. 代執行をなすべき時期

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）

第 22 条 （以上略）

- 9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第 3 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなくて第 1 項の助言若しくは指導又は第 2 項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第 3 項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

12～15 （略）

執行責任者証

第 号

部 部長

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

令和 年 月 日

市長

印

記

1. 代執行をなすべき事項

2. 代執行をなすべき時期

神戸市空家空地対策の推進に関する条例（抜粋）

第 15 条

市長は、前条第 1 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）

（抜粋）

第 4 条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

(参考様式第 22 号)

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

応急的危険回避措置通知書

あなたの所有する下記特定空家等・特定類似空家等・特定空地等について、神戸市空家空地対策の推進に関する条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり応急的危険回避措置を実施するので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 応急的危険回避措置を行う物件の所在地
2. 応急的危険回避措置の実施予定日
3. 応急的危険回避措置の内容
4. 応急的危険回避措置に要する費用の概算費用
5. 費用負担について

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市長 宛

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
氏名 〇〇 〇〇

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づき、〇年〇月〇日〇〇第〇〇号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象となる空家等

所在地：
家屋番号：
用途：
所有者の住所及び氏名：

2. 報告事項

（何をいつまでにどのようにするのか、具体的に記載）
（特定空家等の状態を改善するために講じた措置がある場合には、措置の内容を具体的に記載）

3. 添付書類

（所有者の意向が確認できる書類や、措置を講じたことが分かる書類）

- ・ 上記 2 及び 3 について、虚偽の報告をした者は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、20 万円以下の過料に処されることとなります。

神戸市長 宛

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
氏名 〇〇 〇〇

類似空家等又は空地等に係る事項に関する報告書

神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条第 2 項に基づき、〇年〇月〇日〇〇第〇〇号により報告を求められた類似空家等又は空地等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象となる類似空家等又は空地等

所在地：

家屋番号：

用途：

所有者の住所及び氏名：

2. 報告事項

（何をいつまでにどのようにするのか、具体的に記載）

（特定類似空家等又は特定空地等の状態を改善するために講じた措置がある場合には、措置の内容を具体的に記載）

3. 添付書類

（所有者の意向が確認できる書類や、措置を講じたことが分かる書類）

- ・ 上記 2 及び 3 について、虚偽の報告をした者は、条例第 22 条第 2 項の規定に基づき、5 万円以下の過料に処されることとなります。

様

神戸市長

勸告解除通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 2 項に基づき、年 月 日付 第 号により勸告した特定空家等について、状況が改善したと認められたため、当該勸告を解除したことを通知します。

今後も、空家等を適切に管理いただくようあわせてお願いします。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勸告に係る措置の内容

3. 解除理由

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

勸告解除通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 13 条第 2 項に基づき、令和 年 月 日付 第 号により勸告した管理不全空家等について、状況が改善したと認められたため、当該勸告を解除したことを通知します。

今後も、空家等を適切に管理いただくようあわせてお願いします。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勸告に係る措置の内容

3. 解除理由

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(参考様式第 25 号)

年 月 日

神戸市長 宛

氏名 _____

勸告改善届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 2 項に基づき、年 月 日付 第 号により勸告された特定空家等について、状況を改善したため、届け出ます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勸告に係る措置の内容

3. 実施した措置の内容

4. 措置完了日

年 月 日

神戸市長 宛

氏名 _____

勧告改善届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 13 条第 2 項に基づき、令和 年 月 日付 第 号により勧告された管理不全空家等について、状況を改善したため、届け出ます。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勧告に係る措置の内容

3. 実施した措置の内容

4. 措置完了日

令和 年 月 日

(参考様式第 26 号)

〇〇〇〇第 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 2 項の規定により勧告し、その勧告に係る必要な措置をとらなかったため、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定空家等の所在地

3 必要な措置の内容

(参考様式第 26 号 - 2)

〇〇〇〇第 号

神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項の規定により勧告し、その勧告に係る必要な措置をとらなかったため、同条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定類似空家等の所在地

3 必要な措置の内容

(参考様式第 26 号 - 3)

〇〇〇〇第 号

神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項の規定により勧告し、その勧告に係る必要な措置をとらなかったため、同条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定空地等の所在地

3 必要な措置の内容